

平成30年第3回定例会 総務文教常任委員会再審査記録

- 1 日 時 平成30年9月20日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第96号 (仮称)村上市スケートパーク建設(建築本体)工事の工事請負変更契約の締結について
- 4 出席委員(8名)
- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 板垣千代子君 |
| 3番 | 小杉和也君 | 4番 | 板垣一徳君 |
| 5番 | 本間清人君 | 6番 | 佐藤重陽君 |
| 8番 | 小杉武仁君 | 9番 | 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 川村敏晴君 | 渡辺昌君 | 尾形修平君 |
| 大滝久志君 | 小林重平君 | 河村幸雄君 |
| 本間善和君 | 長谷川孝君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------|-------|
| 市 長 | 高橋邦芳君 |
| 副 市 長 | 忠 聡君 |
| 教 育 長 | 遠藤友春君 |
| 総 務 課 長 | 佐藤憲昭君 |
| 財 政 課 長 | 田邊覚君 |
| 生涯学習課長 | 板垣敏幸君 |
- 10 議会事務局職員
- | | |
|-----|------|
| 局 長 | 小林政一 |
| 次 長 | 大西恵子 |
| 係 長 | 鈴木渉 |

(午前10時00分)

委員長(鈴木いせ子君)開会を宣する。

日程第9 議第96号 (仮称)村上市スケートパーク建設(建築本体)工事の工事請負変更契約の締結についてを議題とし、市長、担当課長(生涯学習課長 板垣敏幸君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

市 長 皆さん、おはようございます。まず、冒頭発言の機会をお与えいただき、委員長には心より感謝を申し上げたいというふうに思っている。また、今般議第96号についてご提案をいたしたところ、委員会での採決の後、再審査という事態に陥った。ま

ことに申しわけなく思っている。心よりおわびを申し上げさせていただく。委員会審査の状況の中で、本案件についてご指摘があったということをお聞きをいたして、その状況について確認をさせていただいた。本年1月18日臨時会において本件については議会のご議決をいただき、村上市にとってもこれからの次世代の育成、また今ここに暮らす人々の健康増進、これから開催をされる2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けての施設の有効活用、さまざまなことを想定をしながら市の重要施策として進めることをご決定いただいたというふうに理解をしているところである。その後本体工事の着手に至り、一番最初の工程である土工事において当初予定をしなかったそういう地下埋設物があるということにより、工事の仕様が少なからず変更を余儀なくされるという事態に陥ったということである。しかしながら、その仕様の変更契約に伴うボリュームを確定させた上で議会にお諮りするのが大切なことだろうという現場の判断により今回こういうふうな事態に陥った。結果として今定例会において提案をいたした変更契約、これに伴う増工事分については既に事業が終了しているというふうな形である。これは、全くもって事務の執行といたしては不適切なことであるというふうに思っている。私といたしても非常に遺憾ではあるわけであるけれども、このことについては担当課を含め、その状況について以後こういうことのないようにすぐ指示をさせていただいた。しかしながら、議会に既に提案をされている内容であるので、そのことについてはこの事務を統括する立場の者として非常に申し上げる言葉もないというような思いでいっぱいである。改めて心よりおわびを申し上げるとともに、これからは以後こういうことのないように、しっかりと事務の執行のあり方、これについても庁内全体として再度確認をとり、認識を改めてまいりたいというふうに思っている次第である。議会に対しては、まことにもって不適切な議案提案となったことについて心よりおわびを重ねて申し上げる。大変申しわけなかった。

生涯学習課長

このたびは、私の説明不足、また事務の誤りによって皆様にご迷惑をおかけして大変申しわけなかった。本日お配りをした資料に基づき、内容について説明をさせていただく。座って説明をさせていただく。本日お配りした議案提案の経過についてということで、1枚目のところにこれまでの経過を記載させていただいた。工事内容変更の経緯であるが、本年3月26日、土工事、基礎の掘削工事の施工を始めた。その際、地中からコンクリートのがら、大型岩石、まんじゅう岩などの地中埋設物が発生をいたした。その時点で地中の埋設物がどの程度出てくるかについては掘削をしてみないとわからないというような状況であったので、工事を進めながら状況を見るというような判断をいたしたところである。この件については、現場において現場監督員と代理人で協議をして、現場監督員が現場代理人に掘削継続を指示したものである。その後、現場監督員から私のほうに報告があったが、私のほうから上司への報告はいたしていなかった。その後、3月28日であるが、敷地内であるが、資材置き場、それから掘削土のストックヤードというようなことで使っていて、いっぱいになっていて、撤去をした地中埋設物をストックする場所を確保できなかったということがあって、請負業者のほうから処分をしてほしいというようなことで相談があって、敷地外へ運搬、処分をするというようなことを指示をいたした。こちらについても現場において同様に監督員と代理人が協議をして、監督員から代理人のほうに運搬、処分を指示したものである。同じように監督員から私のほうへは報告があったが、私から上司への報告はいたしていなかった。その後、3月

30日であるが、大型の岩石、まんじゅう岩については、大きさが直径約3メートルほどのある大きなものであるため、当初予定をしていた機械、バックホーでは撤去等ができなかったことがあって、ブレイカーという破碎機を使用して破碎、撤去するという工種の変更をしている。これも同様に現場のほうでの協議、そして指示、そして現場監督員からは私のほうに報告があったが、私から上司のほうに報告をしてはいなかった。その後、基礎工事のほうを順次進めさせていただき、完了したところから埋め戻しという作業を行い、7月の12日に全ての基礎の掘削と、それから埋め戻しの工事が完了している。これをもって、8月の1日であるが、地中埋設物の総量、それから撤去、処分の量が確定したことから、施工管理業者が変更設計書を作成をいたした。あわせて8月の10日に建築本体の請負業者からインフレスライドによる請負金額変更についての申出書が提出された。これらについて変更の設計書を作成して、8月の17日、土工事の変更による変更設計書及びインフレスライドによる変更設計書を作成をいたした。これをもって変更の設計額が確定したので、8月の20日に市長のほうへ、議会の提案議案となるので、その概要について説明をさせていただいた。この際には1,000万円を超える工事変更が生じたため議会提案が必要というようなことで市長のほうに説明をいたしたが、既に工事が完了しているということについては私のほうから市長のほうには説明をいたしていなかった。それから、8月の22日に請負業者と建設工事請負仮変更契約書を締結させていただき、9月3日に第3回定例会のほうに議案を上程させていただいたものである。それから、地中埋設物の運搬、処分等の状況であるが、多くはコンクリートがらと大型のまんじゅう岩、それに伴うがら等であるが、そちらに記載のとおり、がらについては3回運搬、処分、それから大型岩石を中心とする破碎した岩石等々については、そちらのほうに記載の10回に分けて運搬、処分をしている。それから、最後に工事内容の変更の内訳である。今回先ほどご説明をさせていただいたが、掘削、それから運搬、処分、それから発生土の整地、それから砕石敷きという工事の中で変更が生じた。当初は埋設物がないという想定で設計をしていたので、土を掘るといふようなことで考えていたので、通常土の掘削については1,304立方メートルのボリュームが減となっている。そのかわり地中埋設物を掘削する分として1,247立方メートルが増となっている。そして、それに伴う運搬、処分が1,127立方メートル、そして発生土の整地に1,127立方メートル、砕石敷きに290.3立方メートルというようなことで工事のほう変更となって、右側のほうには伴う増減の金額を記載させていただいている。変更の工事の金額の合計で816万3,760円である。そちらに経費及び消費税が219万3,440円、合わせて今回の変更契約、この工事に係るものとして1,035万7,200円の増工となったということである。私からの説明は以上である。

鈴木委員長

生涯学習課長

説明は以上で終わりか。

済まない。それから、今回添付した2枚目のほうに写真撮影位置図ということで、スケートパークの配置図のところに①から④の矢印を表示させていただいたが、3枚目のほうに現状の写真をつけさせていただいた。その写真の位置と方向を2枚目のほうに記載してある。3枚目のほうの写真であるが、①が岩石埋設状況ということで、こちらが先ほど申した大型岩石、まんじゅう岩と言われるものが埋設されていた部分の写真である。その下の②がその岩をブレイカーで破碎している状況である。右側の③、コンクリート構造物ということで、がらの部分についてはこのような建物の基礎部分が撤去されない状況のままに残っていたというものが発掘され

ている。これは発掘した後に計測した形で写真を撮っているのが横になっているが、掘削した時点ではそのままの基礎が残った状態で存在していたということである。それから、④については、南側から磐舟さん向きのほうに向かって写真を撮っているものであって、右側のほうが擁壁側になるのだが、ちょうどラインテープ引いてあるところに、こちらのほうは側溝が埋まっていたということで、以前の敷地内もしくは外の側溝が残っていたのではないかというようなことである。これらのものが埋設物として発掘されたということである。補足は以上である。

鈴木委員長
佐藤 重陽

これから質疑を行う。質疑のある方は。

これこのたびの定例会に契約変更の議案として出てきているわけけれども、この議案そのものが今これ議案として審査、請負契約の締結についてという議案だけれども、この議案そのものがちょっと存在しない議案になるのではないか、今の状態だったら。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。
（午前10時19分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。
（午前10時24分）

事務 局長 ただいまの今ほどご質問あった件について、全国市議会議長会のほうに確認をいたしました。そこでは、今問題になっているこの議第96号、これが存在しない議案なのではないかということについては、市議会議長会の回答はそんなことはない。ただ、おっしゃっていただいたとおり、今は違法の状態であると。状態としては違法の状態なのだ。自治法の違反であるよということであるが、これをそのままにしてしまうわけにはいかないと。なので、まさしく今これからそのことについてご審議をいただかないと、これはもうそのまんまの状態になってしまうということであるので、それをどういうふうに結論づけるか、もしくは否決なのか、それともこれを認めるのか、それともまた違う方法があるのか、そのことについてもご審議をいただかなくてはいけないということの回答であった。

鈴木委員長
本間 清人

では、これからそのことについて質疑を行う。質疑のある方は。

今、違法の状態であるということそのままでできないから、議長会としては決をとらねばならぬわけだ、どっちにしろ、この議案として。いや、でもそういうのであれば、議会としては認めるわけいかないから否決にするか、あとはさっき言ったように皆さんで認めたい方は認めればいけないか、では議案として扱うということになったのであれば。ただ、議会としてこんな違法状態である議題をもし容認するなんていう議員いたら、俺その人は議員やめたほうがいいのだ。

板垣 一徳

局長にちょっと参考までにお聞きしたいと思うが、今まで過去にこういうやはり設計変更を議会にかけなくて、それでそういうやっぱり今みたいのような問題が発生をしてその問題を解決をしたということを私は伺っているが、そういう事実はあるか。

事務 局長

過去平成22年の9月定例会の最終日において、議第141号ということで、村上南小学校の校舎の耐震補強・大規模改造工事（建築工事）の工事請負変更契約の締結についてということで上程された経緯がある。この中で既に工事が終わっているという

ことが審議の中で発覚をして、一時休憩をいただいて、議運を開いていただいて、その後取り扱いについての協議があった後、これをご審議いただいたという経緯がある。

板垣 一徳 今、生涯学習課長からる説明があった。しかも、この説明を聞いていると、生涯学習課長のところまでは話は上がってきたけれども、いわゆる上司に伝えなかったのは生涯学習課長なのだとこれ明記されているのだ。この意図というのは、課長として続けていく上で意図もなかったけれども、こういうことでよかったという感覚的で上司に上げなかったのか、それとも何か考えがあったのか、その辺話ししてよかったですら、話ししたくなければいい。

生涯学習課長 今ほどの件であるが、本来であれば上司のほうに状況の説明、報告等をするのが当然のことであるが、私の判断において、その事案が発生当初そんなに大きいボリュームにならないのではないかとというような少なからず判断が自分の中であって、特段そこまで上司のほうに報告というようなことをいたさなかった。その後のいろんな変更等が生じていたわけであるが、その際にも私の判断でそういうふうに上司のほうに報告するに至らないというようなところで私が報告をしていなかったのも、私の本当に不徳のいたすところであるし、本来このようなことあってならないことであるので、本当におわびを申し上げる。

板垣 一徳 もう一点、総務課長にお聞きするが、これ市長、副市長も含めてであるが、やはり行政というものは決裁というのがあって、必ず一番トップまで決裁が上がっていくと思う。その間にこういうことが平成22年にあったという今局長から説明もあった。私もその平成22年かどうかはわからないが、その記憶があるわけであるが、その中でやはりこういうことに気づかなかったということは何が原因だと思っているのか。考えられることは。

総務 課長 大変申しわけなかったと私自身も反省しているが、この原因といたしてはやはり、生涯学習課長を援護するわけではないが、日々の業務に追われて、その報告を受けたのだけれども、量的なものがまだはっきりしていないということで、本来であればそういう予測できなかったものが発生した段階において議会の皆様方にご報告を申し上げて、今こういう状態でどのくらいのコンクリートがらが出るかわからないのだが、その量によっては議会の皆様に契約議決をお願いする場合もあるというふうな説明をすべきだったのかなというふうに思っている。確かに理由にはならないのであるけれども、仕事の多忙さからそういったことでつい報告がなかったのかなというふうに、甘えた考えかもしれないが、そういうふうな感じでは私今いる。

板垣 一徳 もう一回だけ、市長にお伺いするが、この報告だと8月の20日の日に市長に報告をしているわけだね、生涯学習課長が。ところが、その報告の中でそういう設計変更ということは話をしていないというふうに説明がされている。市長も先ほどどなたかの委員から、事務局長も長くやって、議案の提案のあり方、問い方については誰よりもこれは私は進んでいると思っている。これは大きな手違いなのか、それとも悪意があったのかということに私はなると思うのだ。この事業をとめるとやっぱり市民のためにならない。それから、市全体のために、市長が冒頭に今申し上げたように、何としてもこれを成功させたいという意欲があるわけだから、私はきょうの、今やったことについては、これはまことにいかんことだが、私は委員の皆さんの意見も聞きたいと思うが、例えば附帯決議をつけてこの議案を断腸の思いで容認するという方向もあるのではないかと私は考えているが、市長はこのことになぜ気づか

なかったのか、そのことが市長のところに課長が言わなければ行かないシステムになっているのかどうか、その辺はどう思っている。

市長

先ほど来厳しいご指摘をいただいているわけであるけれども、全くもってそのとおりだというふうに私も承知をしている。8月の20日、第3回定例会に向けての議案調整の中で、変更契約が生じると、その内容についてはこういうことだということでの説明があった。当然あれだけの事業規模であるので、少なからず変更が生じる可能性はあるだろうなというふうには思っていたわけである。その中でどういう状況なのかということで聞いてその説明を受けた。私は、常々議会に対しては最大限の敬意を表しているつもりである。それは議会の経験もあるわけであるのでそういうつもりなのであるが、今回の変更契約については当然ながら変更契約ご決定後事業が進められるものだという事、これ疑う余地のないこととして私はこの時点で理解をして、議案として提案をするということの確認をさせていただいた。だから、その段階で気づかなかったのはなぜかというふうに今委員からのご指摘であるけれども、当然ながら変更契約決定後、本契約に移行した後に着手をする。これまでもさまざまな事業については、仮契約で議会に提案をして議決をいただくまでの間、物品にしる、工事にしる、全て準備工事すらできないという私自身の認識であるので、そういった意味においてはこの時点でそのことは全く想定をしていなかったということである。しかしながら、結果としてこういうふうになっているわけであるので、私の気持ちといたしては計画された工期の中で粛々と今日まで進めてきたという認識でいるので、何とかそんな状況の中で完成を見たいというふうに思っている。まことに議会に対しては本当に申しわけない話になるわけであるけれども、重ねておわびを申し上げながらこの件について何とぞご容赦をいただきたいというふうに思っている次第である。

佐藤 重陽

ちょっと局長に何点か確認したいのだけれども、先ほどの休憩中の説明の中で、今の状態違法の状態だと。そのとおりなのだけれども、それが例えば議会で受け入れた、議決されたということになると、それは違法の状態が解除されると、そういうことか、まず。

事務 局長

違法な状態について、例えばこれをお認めいただくということになればそういう結果になるということもあるわけなので、どちらかの、違法な状態が解消するかどうかということであればそれは解消するのだと思う。

(「解消」と呼ぶ者あり)

事務 局長

はい。

佐藤 重陽

法に触れても何にしても議会が了承ということになれば、それはもう問題なく違法状態から解消されるのだよと、そういうこと。

事務 局長

市議会議長会の回答の中では、今回のことについては執行機関側に問題があるということであるので、そのことについての状態を解消するという事だと思ふ。

佐藤 重陽

ちょっとなかなか今の説明だと理解できないのだけれども、あと平成22年の話に似たようなケースがあったというけれども、似たようなケースなのかどうかということについては私はそのときいないのでわからないけれども、そのものについて、その南小学校の耐震工事についての議案計上から提案したときの質疑、本会議の中での質疑、委員会での質疑、そして最終採決に至る場面のやりとりというものをここで説明できるか。ただ単に似たような事例では困るので、どういう事例なのかはつきりさせてもらわないと、それが今回と同じものとして比較できるものなのかどうかと

いうことをまず我々判断材料をいただかなければいけないので、そのときにいた議員の方も多いただろうけれども、覚えているのであれば私議員の方からはっきり説明いただいてもいいけれども、なかなか平成22年の話だから覚えている方も少ないと思うので。

本間 清人 俺ちょっと記憶にあるのは、その工事期間中が夏休みでないとできなかったからといって、たしか特別教室だかの長尺塩ビシートの工事をやったのではなかったか。400万円ぐらい、南小学校の。それで、確かにこういう契約案件だったけれども、その中の一部のシート工事だけはどうしても夏休み期間中でないと、学校、教室が休みの間でないと工事ができなかったのも、そこはもうやっつけてしまったと俺説明だったような気したけれども。

(「暫時休憩して」と呼ぶ者あり)

委員長(鈴木いせ子君) 休憩を宣する。

(午前10時39分)

委員長(鈴木いせ子君) 再開を宣する。

(午前10時41分)

事務 局長 先ほどのいただいたご質問であるけれども、平成22年のときの南小学校の工事については、張りかえの部分的な補修のことについて変更が出たということであるが、そのことについては工事場所は学校であるので、それは当然授業もしているときであればできないということであって、そういった考慮の中から夏休み中に工事をしてしまったと。夏休み中に床を張りかえるということになったが、もう終わってしまったということで答弁があったというわけだが、これについてはやはり当時の教育長、教育課長の中でも、議決をいただいて当然仕事をすべきところではあったのだが、ただ工事自体が教室の中ということであるので、前倒しでさせていただいた格好になっているが、申しわけなかったということの話があった。その審議の結果まであれか。

佐藤 重陽 大事なものは、そのものをどう審議して、どういう最後の結末を見せたのか。ただ、はい、みんな賛成多数で通ったで、それで済むものなのか、それとも議会としての何かを、意思を見せたのか、何かしらなければおかしいだろう。

事務 局長 今ほど申し上げた担当課長の答弁の後、これが締結も済まないうちに工事が完了してしまっているということに対しての質疑があった後に、やはりこれについてはこれをどうするかということの扱いを暫時休憩した後、議会運営委員会を開催して、そこで協議をいただいている。そのときに、その協議については前段に動議の提出があって、実際その件とはまた直接イコールではないのだけれども、国の補助事業に絡んでの動議の提出もあった。そこで、これについてもあわせて議会運営委員会を開いてあったわけだけれども、議会運営委員会の委員長報告については、ただいまの動議についてということで議会運営委員会で協議した結果、議長の裁量権として市長に嚴重注意することを踏まえ、二度と今後このようなことのないよう理事者側に注意喚起を促すことと決定いたしましたということで、その後審議を再開をして、最終的に討論の後、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されたということである。

佐藤 重陽 結局最終的には、採決のときに休憩、議会運営委員会が開かれて、議会運営委員長が議長裁量ということでこれを認めることに1つにはしたということだね。もう一つには、議会として市長に厳重注意をするということにしたと。二度とこのようなまね、事態を起こさないということを前提にして。また話戻るけれども、それで通したものというのは、議会で決めたものは、やっぱりさっきの話へ戻るけれども、当たり前の、法に触れようが、何しようが。俺そこがどうも納得できないのだ。触れないものとして、それで世の中通っていくわけ。そうすると、それから議長裁量だとか、例えばおかしなものが出てきても、議会で認めることによって何でも自治法だ何だという、あってもないものと同じことだというような気がするのだけれども。

鈴木委員長 どなたにあれだろうか。

佐藤 重陽 結局きょう今あえて局長しかいないのだが、だからこれが採決して通ってしまえば法に触れるものも法に触れなくなるのだというものであれば、これがこれに限らず何でもそうになってしまうのかということ。

事務 局長 やはり今ほどまでの審議にあるとおり、これはあってはならないことであるので、まずないことが前提の話であると理解いたす。これをどうするかということ私を今ここで、ご審議いただくということではないのかなと思うのだが、ただ前回については形としては議会がこれを追認したという形になったのだろうと思う。

小杉 和也 これ平成22年の9月最終日にこれが発覚したのか、委員会のときってどうだったかなんてわかる。

事務 局長 済まない。これについては、最終日の追加議案として提案されたものである。

佐藤 重陽 そうしたら、さっきの平成22年の例というのは、定例会当初に上げられたものではなくて、追加議案として出てきて、本会議の質疑の中でわかったことなわけ。

事務 局長 はい、そうだ。

本間 清人 それってその部分だけではなかったよ。何かの、その議案の中に一部そのシートだけは補修したという追加議案でなかった。そのシートだけの工事での追加議案だったわけ。

(「変更契約」と呼ぶ者あり)

本間 清人 だから、その内容が、ただ今回みたいにこれも2つなわけではないか。がらの処分と積算の労務単価の見直し、県の労働単価に合わせての400万円と2つ。がらだけの今回契約案件ではないわけだ。前回の平成22年のときも、その長尺塩ビシートの特別教室の張りかえや補修は何か夏休み期間中といううろ覚えあるのだけれども、そのほかもあったはずだけれども。その全体の中のそれが一部みたいなの。

事務 局長 今お話のあったことについて、当時の工事請負変更契約の概要ということであるけれども、変更後ということで、変更となった主な工事とスロープ増設、昇降口階段改修工事118万7,000円、こちらについては昇降口階段を部分改修から全面改修に変更することに伴う増。それから、理科室床張りかえ工事87万6,000円、老朽化に伴う床張りかえ190.5平方メートルを追加。それから、落下防止柵設置工事271万4,000円、窓転落事故防止のため落下防止柵の設置45カ所を追加。以上、上記以外の工事では減額として107万9,000円があるということで、こちらは改修現場調査等に伴う数量及び仕様の変更による減。その他共通費84万8,000円、直接工事費の増に伴う増である。そのほか、消費税等の額が22万7,300円ということであった。

鈴木委員長 休憩するか。

佐藤 重陽 これちょっと休憩させて、頭も整理させてもらいたい。その間に1つお願い。局長、面倒でもお願いしたいのは、委員長、聞いておいてくれればいいのだけれども、これやっぱりあってはならないことが起こったと。そのことに対する対処として今議会で決めようとしているということなのだけれども、そうすればそれは私は法に触れないのかと、それが疑問でならないのだが、それがだって例えば同じだとして平成22年もあった。もうあってはいけないよと、今平成30年にまたあった。また来年同じようなことがあったらまた通していくのかと。だから、そんなことが、違法になるものがここで決めたことでみんな法に触れなくなるなんて、俺ちょっと不思議でしようがない。局長、全国議長会の法制官だとかなんとかいるわけだから、その辺ともう一回よく、そういうふうに言われたらどうなのとか、その辺もうちょっと調べてもらえないかなということなのだ。ただ今のままで決めたら、法に触れないのでないだろうかみたいところで、ではそうしようなんて、どうもやっぱりこれこの後のこともあるし。というのは、同じ事例があったのだとすれば2度目なわけだし、2度あることは3度あるなんてあっては困るわけだから、あってはならないことが2度あって、あってはならないことが今度3度目だなんて言っていられないわけだから、その辺の対処の仕方も含めて少しもうちょっと法的に理解できるような形の決め方をしなければいけないと思うので、それちょっと確認してもらえないだろうか。

事務 局長 確認いたす。それから、先ほどのご質問の中で工期的なものだけれども、本間委員さんからの発言の中では、この追加工事あるが、今この時点が9月の29日、最終日である。工期的には仕事もほとんど終わっているという発言の後、来年の3月までが工期で、大体いいところも終わっていると。その中でやっぱりこの夏休み中に床を張りかえるということになったということであるので、工期的には3月までの中でやっているということである。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午前10時54分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午前11時14分）

事務 局長 先ほど本間委員からのご質問の中で工事のご質問があったわけだが、担当課長からの答弁では、夏休み中に工事については、全部ではないのだけれども、施工させていただいているところだということであるので、全部ではないということであった。それからもう一点、佐藤委員からのご質問であるが、全国市議会議長会のほうに確認したところ、まず違法状態にあるということ、これについて議会がこのままにするということは放置するということになり、それは議会としてはできないだろうと。これについてこの違法の状態が治癒するという、治癒という言葉を使っていた。なので、市議会議長会としてはこの議案については要は追認するしか議会としては方法はないだろうという考えで、ただこれについてはやはり一つの方法としては、再発防止策を決議するなり、そういったことでの議会としての意思をやっぱり示すべきだろうということでの話はいただいたところだ。

本間 清人 担当課長の責任を問うつもりはないのだけれども、担当課長に1つ聞くが、これは

3月からがらや何かが出てきて、随時これだけの伝票の本数を岩沢の処分場に運んでいるわけではないか。そのときにちゃんと担当官というのがいるよね、現場担当。その方が、私は現場出ていけば必ず元請さんが定例会あるよ、月に1度ぐらい。安全協議会であったり、きょうは元請さんとの設計も含めた定例会、そのときに必ず設計変更だったり、何らかの報告を受けるはずだ。村上市の職員の体制、今皆さんの管理体制の中に報・連・相が全く抜けているではないか。観光課も、あのパンフレットを勝手に削除したの私の判断だと言ってしまおうし、何かその辺の、では何のために庁議しているのだろうと。総務課長、俺いつも電話すると、いや、課長はきょうは庁議で今いない、きょうは今庁議だ、今庁議だと、庁議ばかりやっているときにどんな話ししている。ましてや8月22日に仮契約を締結したときには既に工事完了しているということを何で気づかなかったのかというの不思議でしょうがない。だって、そうだろう。向こうの業者さんとの契約するときには仮契約の締結する。いや、これ終わっているのだけれどもと言われなかったか、課長。これ実はこれだけの残土、がら、みんな最終処分場にこれだけの量もう運んでしまったら金額も1,000万円超えたのだよねといったときにはやっぱり課長とかに相談して、そうすればこんな議案の上げ方にまずならないわけではないか。これは専決だったらいい。専決としてもうやってしまう、そのがらをどうしても運ばないと工事もストップする、もしそのがらがどうしても今運ばないとほかの方々に、有害物質があるものだから住民にも迷惑かかる、でもそうなった場合は必ず臨時議会か何かの説明あるだろう。それもなくていきなりこんな形で出してくるということが俺理解できない、全くもって。まずそこから一回ちょっと説明してもらえないか。

生涯学習課長

大変申しわけない。おっしゃるとおりであるし、きちんとその都度上司への報告、そして議会の皆様へも進捗状況等も含めて説明をするというのが常識である。その部分について、私の考えが及ばないで事務を進めてしまった。現場なり業者さんのほうからは報告受けておったのだが、その部分を自分の中できちんと整理をして上司、そしてまた皆様のほうに報告するという機会を設けることに至らなかったのは、私本当に事務を進める上で大きな誤りを犯してしまったものというふうに反省している。大変申しわけない。

本間 清人

総務課長、議案が出るときに我々議運に対しても説明するし、後からいろいろ毎回のようには差しかえがあったりするよね。必ずその議案を出す前に当然庁議を開いて、その議案の内容について確認を絶対しているはずだよね。そのときには何でこの仮変更契約が確認できていなかったのか、その庁議の時点で。

総務 課長

議案の提出については庁議は開いていないのだが、担当課と打ち合わせを实际やっているが、その際には工事が完了しているという報告もなく、今議会に提案するわけなので、これについては工事はまだ未着手なのだよねということでの確認はとったつもりである。ほかの案件もあったので、これについては1,000万円以下で工事を切って変更かける、これはだめだよという話もしたし、当然このルールどおりに、仮契約のまんまでは工事はできないと。ただ、先ほどご説明申し上げたように、掘らないとがらの量が出てこない、それはおわかりいただけると思うのだが、その段階で議会の皆様にきちっと報告すべきだったというふうに思っている。

本間 清人

何年前かに尾形委員から提案されて、契約変更の再議に関しては1,000万円から1,500万円にした経緯あったよね。

(「1,000万」と呼ぶ者あり)

本間 清人 そのとき1,000万円だったっけか。1,000万円にしたのだ。済まない。では、失礼した。では、ちょっと別な質問に戻る。建設工事請負仮変更契約書、この内容なのだが、この中に、この仮変更契約は、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、村上市議会の議決を得るまでは仮変更契約とし、村上市議会の議決後、市長が通知した日からこれを本契約として効力を有する。なお、仮変更契約が本契約とならなかった場合における請負者の損害について、発注者は一切の責めを負わない。仮契約変更のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通を保有するというので8月22日に発注者の市長の名前と請負者の内山組代表取締役の印が押してあるわけだから、だからこれで仮契約をされていて、例えば今回が否決されてこの契約がそんなもう仮契約でも何でもないではないか、仕事も終わってそんなの議会に出してきておかしいのではないかというふうに否決された場合は、それはそれでいいのだ。何にも市は責めを負う必要ないのだもの。だろう。だから、それは俺今違法の状態、私はやっぱり議員なんて1人でなれるものではないし、やっぱり支援をしてくれた方々もいる。その方々から、そんな違法の状態のやつを何でおまえ賛成するのだと絶対言われるから俺絶対賛成しない、今回この案については。だから、その辺は俺の理解でいいのだよね。

総務 課長 契約書の中身については財政課長に答弁いたさせるが、今本間委員おっしゃったとおり、この仮契約が上程されて議会で否決された場合は、市は一銭たりとも増工分については払う必要はない。ただ、工事をやらせてしまったものについては、後ほど別な問題が生じてくるということである。

財政 課長 本来今ご指摘のあったなおの部分なのだけれども、本来は要するに議決を得るまで受注者においては工事に着手しないでくださいということのいわゆる歯どめのような文面になっているということであって、いわゆる先それ以上は進めないよということなのだ。自分勝手に工事をしないでくださいよということの歯どめ規定というふうに承知している。

本間 清人 その歯どめ規定がかかるのは、本当であれば3月に出てきた時点で、本当はそのときに仮契約をしなければならないわけだ。本当であればだ。そして、これから出てくるその工事が定例会までにはまだ、例えば定例会終わった後の4月だと6月まで待たなければならないと。いや、それでは待てないから臨時議会開けと、これが普通のやり方だ。それが何でその仮契約を締結したのが全ての仕事が完了してからになってしまったのかということが、まず事務的なミスもあるのだろうけれども、その現場代理人として行っている、発注側の市長の名のもとで行っている担当者は誰なのか。

生涯学習課長 現場の監督員ということで、当生涯学習課の職員を現場監督員に指名している。

本間 清人 そうすると、月1定例会や安全協議会等発注者と設計側、施工側の現場代理人と、月1なのか月2なのか俺よくわからないけれども、必ずあるはずだ。それも文書で残っているはずだから。だから、その時点でもそういうもし会話が出ていたとしたら、これはやっぱり市側に問題があるのだから、それを議会に通してくれなんていうのがおかしい。例えば議案の取り下げをこれした場合にどうするかとなれば、もう二度と予算化としてこの議案は上がってこれないわけだから、その責任をただ陳謝して申しわけないではなくて、例えば今までのことも事故も含めたらいろんなことがあった。でも、それについての処分も一切結局しない。何もない。できない。

そうではなくて、市長、あなたが一番責任者であれば、きょうこの上程する前に1年間私の報酬を30%減額するとか、何でそういうことも持ってこれないの。

市長

委員のご指摘ももっともだというふうに思っている。先ほどパンフレットの件にも触れられた。また、それ以前のことについても私も承知をしている。これまで議会に対して懲戒審査委員会の決定、これがやはりそれ以上のやっぱり大きな責めを負うべきでなかろうかということで、第三者の意見を聞こうということで指示をいたして、その作業も進めている。その後の幾つかの事案についても、全て懲戒審査委員会に諮れということで私からは指示をしている。ただ、まだ最終的な結果が私のところに届いていないので、議会の皆様方にお示しができない。また、今般の事案についてもこれ非常に重い案件だというふうに私自身捉えていて、これまでの経緯も踏まえてそれぞれのもの、またさらには今回のもの、これ全てやはり処分対象であるということで私から指示は既にしてしている。ただ、その指示そのものが私の独断で決定するわけにもいかない、前例になるので。これまでの懲戒審査基準、これのガイドラインに基づき、それぞれきちんとした客観的な評価をした上でまた議会の皆様方にお示しをしたいということでおこなっている。だから、このたび冒頭私からその発言には至らなかったということであるので、ご了承をいただきたいというふうに思っている。

本間 清人

何年前だったか忘れたけれども、大分私も批判を受けて、株式会社まほろばが指定管理を受けるときに議案の取り下げをしたのだよね、市側が。それは何でかということ、私が法務局まで調べに行ったら、その株式会社まほろばというのはまだ登記されていない。その登記されていない会社を対象に議案書に既に株式会社まほろばと契約をするという議案だったから、こんなおかしいではないかといって議案を取り下げた。だから、今の議案も、もう議案として今違法状態ではあるけれども、それをもし可決するのであれば何かしらをつけて、例えば決議案として再発防止を今つけろというような案もあるけれども、やっぱり私はそういった筋からいって、あのおときもそんなまだできていない会社に何で市のちゃんとした行政が公のそんな契約をするのだと俺反対もしてきたし、今この状態は違法の状態であるということも認めているわけなのだから、それを何か賛成して後でなんていうことがどんどん通っていくと議会って本当に何なのだろうというふうにしかならないので、絶対これはもう許しがたい。いや、逆にこれに応じてやっぱり市側ももっときちんとしてもらいたい、そのことで。だから、それがまた通れば、いや、大丈夫、また議会なんて何言ったって通る、もう何でも通るのだなんていうような議会にだけは俺つくりたくないものだから、その辺だけは肝にやっぱり銘ずるべきだなというふうに思う。

市長

委員のご指摘全くそのとおりでというふうに私も認識をしている。このことを安易に済ませようということは毛頭思っていない。そういった意味において、これからしっかりとそのことが、再発が発生しないことは当然のことであるけれども、それに対応すべくきっちりとした制度設計も含めてこれから取り組みを進めていきたいというかたい決意でいる。

佐藤 重陽

今ほどちょっと本間委員から厳しい意見も出て、市長から答弁あったけれども、ただ私としては今回の原因というのは総務課長のさっきの発言の一端が大きいなと思っているのだけれども、市長には質疑する前に1つお願いしておきたいのは、やっぱり行政のトップリーダーとして、やはり自分に厳しく、組織の部下には優しくと、そういう考え方の中で取り組んでいただきたいなど。交通事故問題みたいにたびた

び注意しても再発するようなこともあるけれども、やはりこういう事業の問題というのは早々起こる問題でもないし、今回起きたことによってやはりそこにかかわった職員、またそれを見ている職員というのは非常に仕事に対する意識という持ち方がまた新たになるだろうというふうな気持ちも私は期待しているし、ただ厳しいだけではだめなので、やはり自分に厳しく、周りに優しくという考え方で進めていただきたいということの前提の中で、私今回の問題、実はこの問題が、いや、ちょっとおかしいとわかったから、それこそ生涯学習課の担当職員が、直接の担当官というのはきっと現場監督員だと思うのだが、現場監督員とすぐ相談に乗っている上司と、2人と何度も私話をさせていただいた。調査をしていただいた。そして、工事現場、処分場と立ち会っていただいて、一緒に回ってきた。その中で一番感じたのは、先ほど総務課長からもあったけれども、やはり職員自体が非常に仕事の大きさに対して体制が弱いものだから、疲れてしまっていると。片や例えばここで出てくるように、「現場監督員と現場代理人で協議し」と、こう簡単に書いてあるけれども、現場代理人というのは自分の周りにスタッフがたくさんいるわけ。その中で物を判断して現場監督員に相談しているわけ。ところが、現場監督員は今誰と相談しなければいけないかと。よくチーム、チームという言葉使うけれども、チームとして仕事をしているはずの職員だけれども、でも自分のところで抱え切れず、自分の直属の上司2人だけでいろんなものに対処してきた。その疲弊した心や疲れがこの仕事に出てしまったのではないかなと。私は三、四日だけれども、一緒に話をしつくしたり、歩いていると、その様子を見てもわかるのだ。そして、資料といったらあんなでっかい資料常に持ち歩いて、どこでも何でも対応しなければいけないみたいになってしまって、しかも村上市には技術者が少ないわけだからしょうがないといえましょうがないのだけれども、その分体制を整えてやらなかったら大変なのではないかなと。あなた今毎日スケートパーク呼び出されて、昼となく夜となく行って、そして荒川の公民館の現場監督員というか、施工管理員もその市の職員が、1人の職員がやっていると。ところが、こういうふうに言ってしまうとあれだけれども、片方の仕事は非常に公共事業に手なれている相手なので、その辺の話し合いもあれもスムーズに行くので、想定がかからない。ところが、片方はある意味では大きな仕事になれていないために、非常に現場監督員にかかる負担が大きくなってしまっている。やっぱりその辺の仕事の取り組み方、体制にも非常に問題あるのかなと。私は行ってちょっと本当に、副委員長だっけ、話ししていたときに、担当職員があんな顔色していて、本当に間違い起こすようなことあっては大変だから、職員に負担がかかるようなことはできないぜという話をした。本当にそんなことを考えたときに、やはりこれだけの事業、要するにボリュームの事業によって体制というのは考えてやる必要があるのではないかというふうに私は思っているのだが、いかがか。

市長

ご指摘ありがとうございます。私といたしても、先ほど委員からご指摘のあった自分には厳しく、部下には優しくということ、常にこれはモットーと実はさせていただいている。多くの職員は私の直接の言葉を聞いていると思うので、そういう形で接しているだろうなというふうに理解をしてもらっていると思う。また、今般の事業についても、今回の大きな事業であるので、それにかかわるための体制ということで人事配置にも配慮させていただいた。その結果が今の状況ということであるし、また常々現場監督員1人の責務に負うことなく、課全体、またその詳細について詰

めなければならない部分については、建設課、都市計画課それぞれ専門の職員がいるので、そこと協議をなささいということも常々申している。それがいわゆる縦ではなく、横が連携した事務の執行。これについては市の最重要施策として取り組んでいるわけであるから、これまでもたびたび庁議の中でも各課連携をし、関連するところは補完し合いながら進めるということでやってきたつもりである。しかしながら、今回委員からご指摘のとおり、そういうものが一つの要因となりながらこのたびの事案に至らしめていること、これは確かにそういう側面もあるかというふうに思っている。私の至らなかつた点だろうというふうに思っているので、しっかりと今後こういうことのないように努めてまいりたいというふうに肝に銘じさせていたきたいと思っている。

佐藤 重陽

本当にこれ決して単に職員が悪いのではなくて、体制を整えてあげなかつた組織の問題でもあるというふうに思うので、今だけの、ここだけの問題ではないのだろうけれども、いろんな事業の中でこういうことが想定できるものはやはり周りから声を出してもらってもいいし、気づいた管理職の方々がやはり組織としていかに取り組むべきかということを考えながら体制を整えて提案していただきたいというふうに思う。私もいろいろ考えても、これどうやったってやはり、ただ今のまま追認、はっきり言って追認だから、追認できるのかといったとき、私もこの案件に関して決して追認できないというふうに今自分の中では、では新たな打開策というところでは最初に言ったような、これも一回1月18日の契約に戻した中の仕事としてやってもらうしかないのではないかと。そこから始まってこの先の中でその吸収ができるかわからないけれども、考えていくしかないのではないかとというのが私の考えである。言ったように1度あることが2度目があったわけだ。今度2度目あることが3度目あったら決して議会のそれが失政になっていくわけだ。これが先例には、まさか間違っても先例なんていう言葉ではもう片づけることはできないはずだけれども、ただ過去にこういう例があったと、また過去にこういう例があったということの繰り返しになるというおそれのあることに対して、私は単純に追認という形では今のところちょっと気持ちはついていけないなというふうに思っている。

板垣 一徳

お話ししていない委員の皆さんもいるわけだ、それは。意見を聞いて、そして私は追認ではなくて、採決をやっぱりとるべき時期なのではないかなと私は思う。

鈴木 好彦

前回の委員会ではこれに私も賛成させてもらったのだけれども、ただいま本間委員、佐藤委員からいろいろと理事者側に質問等あった中で、反省、それから今後の発生を阻止するだけの決意ということをる聞かせていただいた。何よりもこのままこれを廃案に、もしくはこれがなかつたことにしてしまうと、市民がどう受けるのか。せつかく今年度末あるいは4月に入るのかもしれないが、晴れてオープンする姿を皆さん待ち望んでいる中で、これがやはり実現できないとなった場合、市民の皆さんの期待を裏切ることになるのではないかと思うので、法的な問題いろいろあるかと思うが、私はこれを承認していききたいなという立場にいる。以上だ。

板垣千代子

私自身も議会のほうで容認されてよかったなという気持ちでいた。それがこのスケートパーク工事のいきさつを今までお聞きしてきたけれども、やはりせつかく銀メダルをいただいて、またこの村上市からほう賞も受けて、ますますこれからいいスケートをして世界にその雄姿を見せていかなければいけないということで頑張っている選手に対して、やはりもう少しお考えをいろいろ出してほしい。ここの席でいろいろ点について疑問が出されたけれども、そのあたりはやはり理事者のこれか

らの責任のとり方、またいろんなオリンピックで優勝していく選手たちのことも考え、それでやっていくしかないのではないかというふうに考えていた。以上だ。

小杉 和也 決してあってはならないことだと思う。それで、議会としても、再発防止決議というようなさつき局長の意見あったけれども、何々だよねではなくて、防止策をつくりなさい、体制を強化しなさい、もうそれぐらい重いような決議を持って前に進めたいなと私は思った。

小杉 武仁 ありがとうございます。市長からも謝罪をいただいた。それぞれの委員のご意見もある。そこを加味しながらちょっと私の中で考えるのだけれども、やっぱり今小杉委員言うように、再発防止を何とかこの委員会でも、議論することもこの委員会の役目として、その再発防止の中身についてもできれば徹底した議論を、この場で委員会としての考え、委員会としてのいわば決議にしても、どういう形で進めていくべきなのか、どういうふうに行行政側に再発防止に取り組んでいただきたいかというこの委員会としての考えもここで示すべきだと私は思っている。もちろん行政側に関しては、今回の原因というのは議会側への説明が非常に不足していたと言わざるを得ないような状況だと思う。途中経過も含めて、進捗も含め、3月にもういわゆる着手にかかっているわけだし、最終的に工事が終わるのが7月の12日。これだけの約4カ月の期間に何の報告もなく、中では課長のほうからいわゆる財政のほうへの相談であったりとか、総務課への相談であったりとか、教育長への相談であったり、最終的には副市長、市長ということなのだろうけれども、何もなかったということ自体がそもそもの体制の問題、そういう組織だと思われても、市民の方から見ても、まあこういうものなのかと諦めを感じるような組織体制になっているのは、これは間違いないことだと思う。そこが皆さん言うような議会軽視であったり、そんなことにつながっていると思うので、今後も進捗に当たっては委員会への報告であったり、全員協議会での報告であったりとかという形で諸問題について向き合っていたくような、私たちも一緒にアイデアを出していくので、一緒に前に進めるような体制をそちら側からしつらえていただかないと、私たちは何もわからない状態で議論しても理解するのに非常に時間もかかるし、その問題が発生した時点でできなかったのだろうか。私はできたと思う。その辺市長の考えお聞かせください。

市長 いただいたご意見本当に一つ一つ至極ごもっともであるし、心に刻み込みをさせていただいた。また、今ほど副委員長のほうからご指摘の点についても、まさにそのとおりだというふうに思っている。これまで時間経過の中で、多分いろいろなタイミングでこれについて相談する機会、報告する機会、それに対して対応策を練る機会とあったのだろうというふうに思っている。それがいずれの機会も私自身ができることができなかつたということ自体、これは私自身といたしても非常に遺憾であるし、悲しく思っている。そういう組織であってはならないというふうに思っている。行政事務は全てにわたり、市民の福祉向上、幸せのために執行をされているものである。この中にやはりそれぞれの感覚でやったり、それぞれの思い込み、そういうもので事務を進めていくということがあってはならないのだろうというふうに思って、そのために私が常にチームでやっているのだというお話をするのは、常に周りに同僚がいる。上司もいる。部下もいる。いろんな形でそこに相談し、報告することによって一つの考え方をしっかりとまとめ上げていくということが必要だろうというふうに思っている。そのことが形として具体的に提供できていないということ、ここが非常に大きなやはり問題だなというふうに感じさせていただいている。議会

からしっかりと先ほど来ご議論いただいているとおりに、指摘を受けながらということになるかと思うけれども、それ当然そうである。その部分について私ども執行者側といたしては、主体的にこういう形で未然に防ぐ、またこういうケースに至らないような体制をつくっていくということをお示しをさせていただきたいというふうに思っている。二元代表制の地方自治体であるので、その中でしっかりとその辺のところについては議会からもご監視いただきながら我々はそれにしっかりと応えていく、そのことが市民の負託に応えることだということですのでこれから取り組みをしっかりとさせていただきたいというふうに、今副委員長からのご指摘を受けて感じているところである。

鈴木 好彦

先ほど小杉委員、それから副委員長からも防止対策についての言及があったわけだけれども、今回の事象についての原因と、それからどうしてここに至ったのかという内部分析を含めた報告書、これを一度議会なのか、この委員会なのか出していただければと思うのだけれども、皆さんのご同意の上お願いする。

鈴木委員長

皆さん、いかがでしょうか。

鈴木 好彦

場違いの発言だったようだけれども、正規に戻してもらって結構だ。どうぞ。

鈴木委員長

いやいや、いいのだ、いいのだ。生涯学習課長、よろしいだろうか。

教 育 長

これまでご指摘のあったことに関して本当に今後どうあればいいのか、私自身も部下の報告を待っているだけではなく、特にこの市を挙げた一大プロジェクトに関しては本当に大切な事業なので、私みずからどのような進捗状況になっているのか、課題はないのか、問題はないのかということに関心を示さねばならなかったのだと痛切に反省しているところだ。今後そのような連絡、報告、相談のあり方、それから先ほど部下が、職員が疲弊しているというご指摘、私も十分承知している。副市長、総務課長にもその強化体制考えていただけないかということをお願いはしてある。そのような組織のあり方も含めて今後十分検討、何らかの形でご報告できればと思っている。

副 市 長

私からも一言発言をさせていただきたいと思う。まずは、市長を補佐する立場として、このたびの件に関して私からも大変ご迷惑をおかけした。心よりおわびを申し上げたいというふうに存ずる。委員の皆様方からは、今回の件に関していろんなご意見をいただいた。私も市長を補佐し、そしてまた職員のいろんな相談にも乗りながら組織体制を固めて、市の遂行する業務に対して抜かるところなく誠心誠意努めていかなければならないということを改めて感じた次第である。今後こういったことが起こらないようにということを、強く体制としてどうあるべきかということ議会事務局等とも協議しながら、明確なものを出していけるように皆様方のほうにもお示しをさせていただきたいというふうに思っている。どうぞよろしくお願いいたす。

〔委員外議員〕

本間 善和

私も、再審査ということで2回目ここに座っていて、今まで感じたことをちょっと述べさせてもらって、市長、副市長等にちょっとご意見を伺いたいと思う。1点目は、不適切な事務処理ということで、はっきり言えば公務員として、私もOBとしてあってはならないことがもうやってしまったということで、非常にこれは反省しなければならない点だと思う。初歩的なミスだ、こんなもの。私OBから言わずと、初歩的なミスをしてしまったということで、はっきり言えば恥ずかしい所存とい

うことだと思う。その中で、今回この現場監督員、固有名詞は要らないけれども、非常に多忙なのではないかと。先ほど佐藤委員のほうからもお話あったとおり、多分この方というのは幾つかの現場をお持ちになっていると思うのだ。その中で、今建築工事、それから土木工事とか云々と、機械工事とかという格好で持っているが、課長、通常見ていて、この人の仕事あなた課長としてどう思っているか。

生涯学習課長

先ほどお話もあったが、現在主にスケートパークと荒川地区公民館、大きいものが2つある。こちらのほうの現場監督員ということで、担当職員技士であるが、持っている。そのほか細かい工事等もあるので、専門員ということで基本的にはその方に業務をお願いしている。ただ、当然1人ではできない部分があるので、課として一応担当者を副に、それから私も含めてという形でフォローアップをさせていただいているつもりである。ただ、きちんと部下からは報告等いただいていたにもかかわらず、先ほども申し上げたが、私がきちんと上司のほうにその旨を報告することを怠っていたということが今回の原因であって、課内での連携そのものについては一生懸命フォローアップをさせていただいているというふうに考えているが、ただ正直いろんな業務が多いというのはあるかと思っている。

鈴木委員長
本間 善和

本間議員、もう一問だ。

もう一問か。市長のところにお尋ねしたいのだけれども、私も常々今回の一般質問でもお話ししたのだけれども、職員とのコミュニケーションあなたはとれていると、風通しもいいのだというような答弁だったが、このところへあらわしたように全くそんなところがないように私は思うのだ。はっきり言えば職員との意思疎通なんかとれていない、この状態では。私は、あなたのちょっと思い過ごしもあるのではないかということが非常に感じられる。そういうことで、もっと課長、それから部下まで皆さんともう一度自分たちの公務員としての業務、そういうものをお話し合ったほうが私はこういう間違いが起きないためにも必要なことではないかと思うのだが、市長、もう一度その辺のところお話し願いたいと思う。

市 長

事実としてこういう状況に陥っているので、私のコミュニケーション不足が要因であるかどうかについてはしっかりと私自身も検証したいと思っている。ただ、常々申し上げているとおり、組織であるので、私が今回であれば現場監督員のところに直接聞くという行為をすると、その中間にいる課長補佐、課長、教育長、そういう者がいるわけであるので、そういった組織としてしっかりと一つの物事をなし遂げていくというその構造、これを著しく阻害することもあり得るケースがあるのだろうというふうに思っている。そうならないために、常に私は教育長、課長にその旨を伝えている。そういった形で今事業を進めるに当たってもいろんな事案が発生することが想定されるので、早目、早目に報告を上げろということを指示をしている。しかしながら、それが実態として、結果としてつながってこなかったということ、これも事実であるので、今議員からのご指摘のことについてもこれからしっかりとそういうことに至らないような仕組みづくりに取り組んでまいりたいというふうに思っている。

尾形 修平

今ほどの議論をずっと聞かせていただいて、先ほど本間議員からもちょっと話あったけれども、平成24年に市長の専決事項について私が提案して変えた。それまでは1億5,000万円を超える請負工事に関しては、1円の増減があっても議会に諮らなければならないということで、行政には非常に有利なこと、あと業者等もその議会の議決を待たなくても仕事が進捗できるという意味で私は提案させていただいて、

皆さんのご賛同をいただいて可決に至って今日になっているのだけれども、そういうものも私は想定して当時提案したつもりなのが、結果的にこういうようなことになってしまって、私1つだけ課長に確認したいのが、市長の専決の1,000万円というのを、今そういう規則になっているけれども、それが例えば900万円で、先ほど総務課長も話あったけれども、掘っていった結果が1,030万円になってしまったのだよというのはもう随分以前にわかっている話だよ、これ。だから、6月の定例会でも先ほどお話があった臨時会を開催するにしても、それがもうわかった時点でしなかったというのが俺は本当に情けないと思う。自分が提案したやつが変に裏目に出てしまったなと思っているの、その辺生涯学習課長の認識を伺いたい。

生涯学習課長

工事について、今ほど議員おっしゃるとおり、請負金額の5%もしくは1,000万円未満の場合は市長専決というような部分のものは承知をしていた。先ほど申し上げたが、掘削をした時点ではどの程度のボリュームになるかというのがわからなかったというところの発想がそもそも間違いであったのだと今考えれば反省をしているが、1,000万円までいかないのかなとか、そういうふうな安易ないろんな考え方の中において議会のほうに報告、説明等の機会を逸してしまったり、上司への報告の機会を逸してしまっただけというのが現実であるので、この部分に関して、また関係の法令についてもさらに熟知して、違反というか、自分勝手な判断のないような形で事務をこれからまた進めてまいりたいというふうに考えている。

尾形 修平

この案件に関してはたびたびあるようなものではないと思うので、先ほど来委員の皆さんから話出ているように、再発防止も含めてできればこの委員会で副委員長言われたように附帯決議をつけて、私は賛成するような方向でいっていただければなというふうに思う。

長谷川 孝

委員会での結論は別にして、1度だけではなくて2度起きたこの自治法違反、もうはっきり言えば法律違反、これに対してはやっぱり相当もう責任があると思う。それと、総務課長にちょっと聞きたいのだけれども、例えば議案上程に上がるときの最終的なチェック、判こを押すのだからどうなのかわからないけれども、その一番の最後は誰か。

総務 課長

一応伺いをとるので、最終の決裁は市長である。

長谷川 孝

もう一つお聞きする。村上市の財務規則での決裁者というのはどなたか。

財政 課長

財務規則、いわゆる決裁の内容によって異なって、特にそれは金額によって主に区分されている。

(何事か呼ぶ者あり)

財政 課長

市長になる。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第96号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

佐藤 重陽

今の委員会の意見は賛成多数で、これはもうこれで結構だが、少数意見の留保ということで求めておきたいと思う。お願いする。

鈴木委員長

賛成委員がいるか。

(「2人だ」と呼ぶ者あり)

鈴木委員長

2人。では、意見をどうぞ。

佐藤 重陽

何度も話が出てきたが、あつてはいけない問題が議案の中に出てしまったと。法に

触れる案件を法に触れないように委員会で、議会で決めていかなければいけないと、そういうような事態が2度起きているわけだ。これが認めるといことになる、またこれが一つの前例になるわけだ。きょうも出たように、平成22年の話が例として紹介されたわけである。そんなことがこの村上市議会の中で今後許されない、そういうような議会としての姿勢、取り組みが必要なのではないかなど。あともう一つ、やはりこれは結局は追認案件ということになるわけである。やはり今地方議会が問題になっている。すぐ行政の追認機関として機能している部分が大きくて、議会の自主性、政策、提案、立案の機能が逆に低下してきているのではないかということに全く村上市議会が沿っていくようなことになってはならないと。そんなような思いから、この議案に対してはやはり決して本来議会議員として賛成できるものではないということを少数意見として理解していただきたいなというふうに思っている。

鈴木委員長
本間 清人
鈴木委員長

賛成だろうか。

はい。

さらにお諮りしたいのだが、こういうことが二度と起こらないということを当総務委員会として附帯決議させて、報告させていただきたいと思うが、皆様ご異議ないか。

板垣 一徳

異議はないが、要点を私は2点ほどに絞っておきたい。私の考えだ。まず、1つは、今回の事務の執行だ。議会に対する事務のとり方、あり方、これはしっかりとその文面の中に入れていただきたいということ。それから、もう一点は、今後こういうことが起きないように、佐藤委員が心配しているように、また再度再度起きてはこれ大変なことなので、その起きない執行策、これからどういう、先ほど市長が答弁しているように、市長だけが一生懸命に職員と連携があっても、それも一つの方法だろう。しかし、そういうところをしっかりとっていただくということを、2点をその文面の中に入れていただきたいということを私はお願い申し上げます。以上だ。

鈴木委員長
佐藤 重陽

文面に入れておく。

何か今ちょっと悩んでいたのだ。附帯決議というのはいろんな出し方あると思うのだけれども、これは委員会としては賛成多数ということを出していくわけだ。それに沿って出される附帯決議なのか。考えてみると、これ反対多数であれば附帯決議というのは出ない。ということは、賛成にセットされた附帯決議ということは、我々ここで反対しているわけだから、これに賛成するのおかしいのかなと今悩んでいたのだけれども。

事務 局長

今ほど佐藤委員からお話があった点について、おっしゃるとおりこの委員会としての附帯決議ということにはならないのだろうと思う。なので、賛成者もしくは発議者になる方でまずこれを議論すべきではないかなと私思う。決定を形としてはやはり本会議の最終日における議員発議という形になるかと思うので、おっしゃるとおりかと思う。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。
（午後0時10分）

